

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案要綱

一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護の拡充

1 平成十五年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であつて、当該戦傷病者等が平成二十三年四月一日において恩給法による傷病恩給等を受けていたものに、額面十五万円又は七万五千円、五年償還の国債による特別給付金を支給すること。

2 平成十五年四月二日以後に、昭和六年九月十八日以後昭和十二年七月七日前に公務上の傷病にかつた軍人であつて、これにより平成二十三年四月一日において恩給法による傷病恩給等を受けていたものの妻となった者に、額面十五万円又は七万五千円、五年償還の国債による特別給付金を支給すること。

(附則第三条関係)

3 額面九十万円、六十万円又は三十万円、十年償還の国債による特別給付金、額面十五万円又は七万五千円、五年償還の国債による特別給付金等を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に平病死した者に、額面五万円、五年償還の国債による特別給付金を支給すること。(附則第四条関係)

二 施行期日

この法律は、平成二十三年十月一日から施行すること。

